

■ 2 階病棟（ハイケアユニット病床）

当病棟では、入院患者12人に対して、一日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から21時00分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は4人以内です。
- ・ 21時00分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は4人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。

■ 3 階病棟の看護職員について

当病棟では、入院患者32人に対して、一日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から17時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は8人以内です。
- ・ 17時15分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は16人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。

■ 4 階東病棟の看護職員について

当病棟では、入院患者35人に対して、一日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から17時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は7人以内です。
- ・ 17時15分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は18人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。

■ 4 階西病棟の看護職員について

当病棟では、入院患者45人に対して、一日に20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から17時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・ 17時15分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は15人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。

■ 5 階東病棟の看護職員について

当病棟では、入院患者41人に対して、一日に20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から17時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・ 17時15分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は15人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。

■ 5 階西病棟の看護職員について

当病棟では、入院患者48人に対して、一日に20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分から17時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・ 17時15分から翌朝8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち患者数は15人以内です。

■ 食事について

本院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、朝食は7時30分、昼食は12時、夕食は6時以降に適温で提供しています。

■ 入院時の食事負担額について

1食につき510円です。

なお、次の場合は軽減されます。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 市町村民税非課税世帯に属する方等で減額認定を受けている場合 | 240円 |
| ※90日を超える長期入院の場合 | 190円 |
| 2 市町村民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している場合 | 110円 |

■ その他のサービス等保険外の負担について

本院では、保険外併用療養費及び実費負担サービス等について、その使用量、利用回数に応じたご負担をお願いしています。

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用徴収は、一切認められていません。